

松戸市長 宛

申請者 千
住所

氏名

誓約書

松戸市老朽空家等除却費用補助金交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 松戸市老朽空家等除却促進事業の目的を理解し、【松戸市老朽空家等除却費用補助金交付要綱・要領】の内容を確認した上で補助金の交付申請を行うこと。
- 2 申請者の他に補助対象建築物の権利者（共有者・法定相続人・抵当権者等）がいる場合には、他の権利者から同意を得て補助対象事業を実施し、補助金の交付を受けること。他の権利者との間で紛争等が生じたときは、申請者が責任を持って解決するとともに、損害賠償義務を負った場合にはその損害額を申請者が負担するなど、市に対して一切の損害を与えないこと。
- 3 補助対象事業等により発生したトラブル等については、申請者の責任において全て解決し、市に対して一切の損害を与えないこと
- 4 除却後の跡地については、適正に管理を行い、雑草等の繁茂などにより周辺住民の居住環境を悪化させないこと。